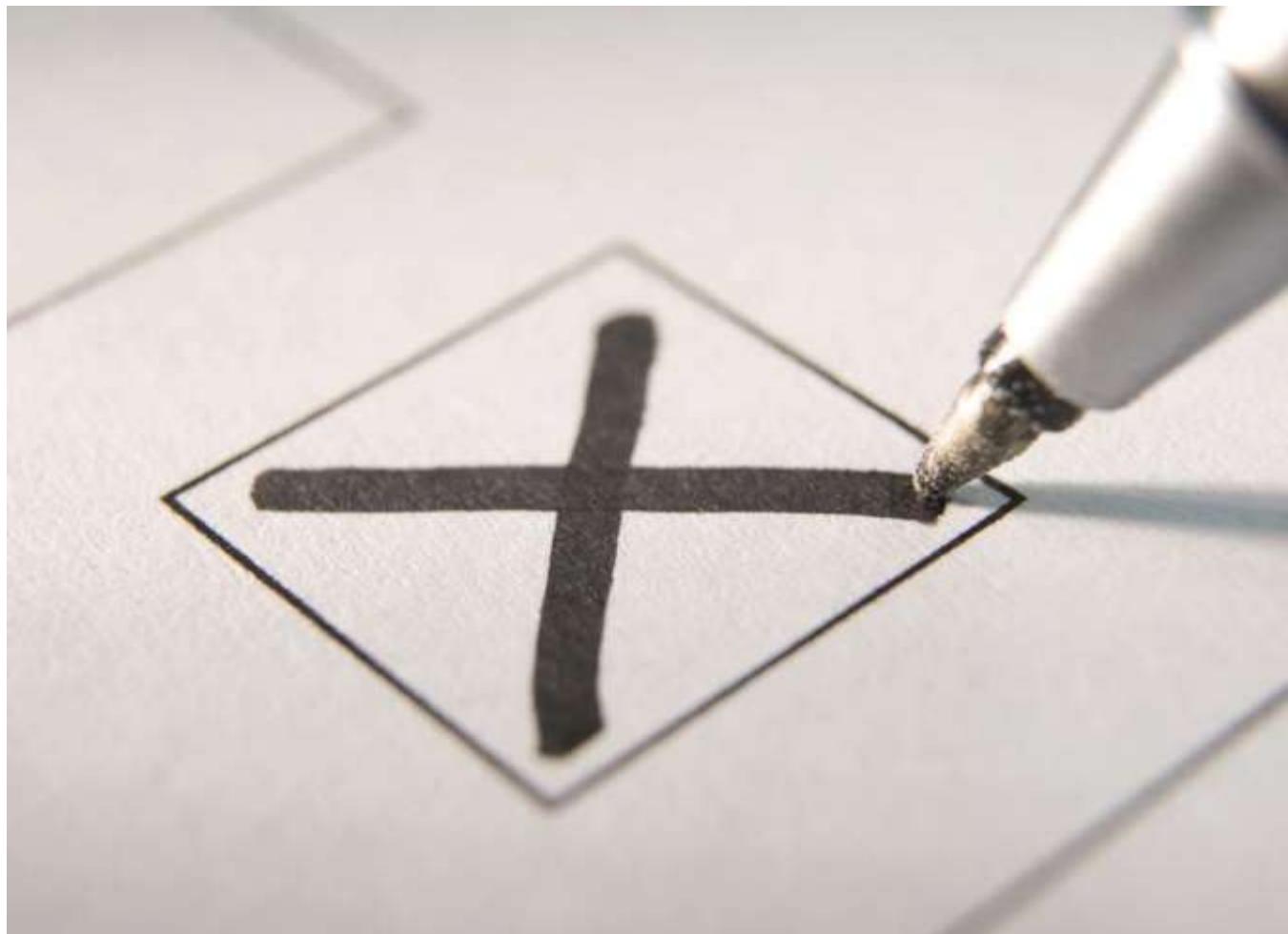


議決権行使

方針概要と手続き
UBS アセットマネジメント



スチュワードシップへのアプローチ

UBSアセットマネジメント（以下UBS-AM）は大手運用会社として、伝統的な投資（株式、債券、マルチアセット）、オルタナティブ投資、不動産投資、インフラ投資、プライベートエクイティ投資などの投資ソリューションを世界中の一般投資家、金融仲介機関、機関投資家に提供しています。

ESG要素は同じリスク、リターンのプロファイルの中でポートフォリオに価値を加えることで、顧客にとっての投資価値を保護、強化すると信じています。サステナブル投資は、投資分析プロセスでの広範なESG情報の使用や、これらの情報がより良い投資決定に繋がるという信頼を基盤としています。

UBS-AMの顧客資産に対する効果的なスチュワードシップが、受託義務の重要な要素として不可欠だと考えています。UBS-AMは、顧客の投資理念やポリシー、ガイドラインに沿ったアプローチが期待されていることを理解しています。

UBS-AMのスチュワードシップ方針は、顧客の為に保管、管理する資産の積極的なオーナーとしての活動を公約するものです。

加えて、当社は国連の責任投資原則の署名者であり、また、アメリカ、香港、台湾、日本、イギリスの投資家スチュワードシップのベストプラクティスの規約の署名者でもあります。さらに、ISG USスチュワードシップ原則、ICGNグローバルスチュワードシップ原則についても支持しています。

UBS-AMのスチュワードシップに関する責務の遂行には、次のものを含んでいます。

- 企業に対する継続的なエンゲージメントを通じて関係を構築する
- 企業との対話の進展を記録する
- 可能であれば、世界中の全ての決議に関して顧客の投資方針に沿った形で議決権行使を行う
- 適宜、他の株主と協働する
- 顧客に報告する

エンゲージメント実施

投資先企業とのエンゲージメントは、これらの企業が長期的な問題に目を向けるように働きかけることで、企業価値を高め、長期的な投資テーマの成功に貢献すると考えています。

UBS-AMのエンゲージメントは、しばしば企業のガバナンス行動に関連しますが、徐々に気候変動や環境マネジメント、人的資本の生産性など企業業績に重大な影響のある長期的なサステナビリティ動向に焦点が当たることが増えています。

当社は積極的にエンゲージメントを行う株主を目指し、企業による強力で効果的なガバナンス実施や高い企業行動基準を促します。投資的観点から必要だとみなされる場合、企業の戦略を理解しその手段が長期的価値につながり、リスクを和らげ得るかとの我々のフィードバックを伝えるため、執行取締役、非執行取締役双方へ接触します。

議決権行使

議決権は経済的価値を有しており、そのように取り扱われるべきと考えています。顧客から株主議決権行使の指図に係る権限を委託された場合には、当社は顧客の最善の利益のために、そして顧客の投資にとって最善の経済的結果を達成するような方法で、議決権行使を行う受託者責任を負っています。

議決権行使によって、UBS-AMは広範な議題に関する当社の意見を企業に発することが可能になります。行使は、取締役会が投資家の懸念に耳を傾け、それに対応するように促すための方法です。その結果、議決権行使は当社の監督上の役割の重要な一部であり、投資プロセスと当社の全体的なスチュワードシップ・アプローチの双方にとって不可欠であると考えています。

当社は、1995年以降、顧客の為に裁量権を持って議決権行使しており、1998年に初めての社内の議決権行使方針を作成しました。

当社は、アクティブ運用戦略とインデックス/ルールに基づくパッシブ戦略の両方で、世界50カ国以上で議決権行使を行っています。当社は、議決権行使の成果を最大化するために、投資活動において保有する全株式の議決権行使を行うことを目指しています。

長期の株主として一般的には、現経営陣の提案を支持したいと考えています。しかし、当社のスチュワードシップおよびエンゲージメント活動から生じた会社に関する懸念がある場合、顧客の利益にならないと考えている場合には、特定の提案を支持しないことを選択することがあります。これには、経営陣と株主双方からの提案が含まれます。

状況によっては、特定の議決権行使が顧客に十分な利益をもたらさないと判断する場合もあります。その場合、当社は棄権するか、行使しないかを選択することができます。これには、私たちが提供できない書類がある場合、議決権行使のために総会への出席を要請される場合、または行使期間中の行使プロセスによりポートフォリオ運営に制限がかかる場合が含まれます。

環境、社会、ガバナンスに関するガイドライン

概要および主要原則

これらのガイドラインは、株式、債券、マルチアセット、投資ソリューションの投資分野において、顧客のための議決権行使におけるコーポレートガバナンス、環境、社会的要素に関するアプローチについて述べています。（ファンド、個人、年金スキーム、その他の助言顧客も含みます。）これらのガイドラインは、グローバル不動産の投資分野で保有する上場不動産証券にも適用されます。

UBS-AMはこれらのガイドラインをグローバルに適用していますが、必要に応じて現地の法律または基準を反映させる自由裁量を認めており、多様な特性と投資の自主性を考慮に入れています。

UBS-AMの議決権行使およびESGガイドラインの原則の根底には、2つの基本的な目的があります。

1. 顧客の投資の長期的価値を強化するため、顧客にとって最善の財務的利益のために行動すること
2. 投資先企業の取締役会におけるベストプラクティスを推進し当該企業の持続と成功を確実にすること

いかなる状況でも適切なガバナンスを決定する絶対的な基準ではなく、いかなる価値観も取締役会における倫理的行動を保証するものではありませんが、顧客の投資の経済的価値を守るために適切であるとみなされる特定の原則は存在します。

我々の期待すべき点を下記に概説するとともに、議決権は顧客のために、一般的に本書で示されているガイドラインや原則に則って行使を行います。

セクション1 - 取締役会

UBS-AMは、良好な企業ガバナンスは長期的に企業業績と株主価値の双方の改善をもたらすと考えています。そのため、企業の取締役は株主のために行動し、企業のスチュワード（財産管理人）として認識し、的確な決断の実施や入念な企業運営の監視を行うことを期待します。可能な限り透明性のある方法での実施にコミットすることは、優良なガバナンスの基本となります。

取締役会の役割と責任

取締役会の役割

取締役会の主要な機能には、企業の戦略を策定すること、経営を監督すること、全てのステークホルダーのために企業の長期的な持続可能性を確保することなどが含まれます。戦略を設定するにあたり、取締役会は短期的課題だけでなく、企業の事業に影響を及ぼす可能性のある長期的なトレンドについて考慮する必要があります。

従って、取締役会の有効な運営がなされ、できれば独立した会長を擁することが極めて重要です。取締役会は適切で豊富な経験を備え、企業経営に関する優れた判断と入念な監督を行う能力を持った、力量のある個人で構成される必要があります。

UBS-AMは一般に、経営に関して好ましい見解を抱く場合、現経営陣の取り組みを支持します。経営構造を変更することで株主価値が高まると判断した場合には、現経営陣の提案を支持しない場合があります。経営成績が疑問視されている場合には、特定の委任状提案について議決権行使を棄権する、または反対票を投じる場合があります。

取締役会の責任

取締役会の有効な責任遂行

- 取締役会全体は戦略の承認と全ての主要な戦略的意思決定（例：合併・買収）に全面的に関与する
- 非業務執行取締役は、業務執行取締役に課題のほか好ましい環境を提供する。

取締役会は常に以下を確保する

- 適切な後継者育成計画の整備
- 役員と株主の利害の一致
- 正確で独立した会計監査
- 企業のブランドと評判の保護・強化
- 株主との建設的な対話の推進
- 経営の説明責任を果たすために必要な全ての情報の入手

取締役会の構成

会長 / CEO

効果的な議事運営は成功の鍵となります。企業の会長と最高経営責任者（CEO）のポジションは分離して、別の人間が担当するべきであるということが当社の一般的な見解です。当社はこれらの重要な役割の分離がより良い企業経営につながるとの見方から、役割分離に賛成票を投じる意向です。

次のような状況では、筆頭取締役（lead director）を有する取締役会構造を支持する場合があります。

- 会長 / CEOに対して適切につり合いを持たせる構造が提供されていることが明らかな場合
- 当該構造が適切であると明確な説明があった場合
- 取締役会が当社の独立基準に達している場合

例外的な状況下の暫定的な措置との企業による十分な説明がされた場合を除いて、当社は通常、現行のCEOが取締役会の会長になることは支持しません。

筆頭 / 上級社外取締役

UBS-AMは、任命時に独立した立場にあるはずの上級社外取締役の任命を支持します。

筆頭/上級社外取締役は他の取締役の仲介者としての役割を果たすだけでなく、取締役会と企業の株主の連絡役も務めます。

当社は筆頭/上級社外取締役がCEOや他の執行役員に対して異議を唱えることができるよう、その責務が明確に定義されていることを期待します。

取締役会の独立性

取締役会は社外取締役メンバーとのバランスを取り、十分な異議陳述が行われ、また取締役会の決定と有効性を監督する必要があります。

以下に概説する基準に従い、独立した取締役が半数に満たないと見なす場合は、以下の投票行動を選択する場合があります。

- 当社は、今後の取締役会の後継者育成や刷新が適当であるという意思表示のため、指名委員会、または取締役任命に責任を持つ他の委員会の委員長に反対票を投じることがあります。
- 主要委員会の全般的な独立性が当社の基準を満たしていない場合、当社は関連する委員会の議長、または委員会の独立性に懸念がある取締役に反対票を投じることが適切であると判断することがあります。

アクションを起こす際、以下の場合においては取締役会メンバーは独立していないとみなします。

- 創立者
- 過去3年間、当該企業または子会社の役員であった場合
- 過去において、当該企業または子会社に対して重要な専門性や用役を提供する社のパートナー、アドバイザー、取締役、または上級社員として活動
- 企業の取締役や上級管理職と親族関係
- 取締役相互派遣関係、他の取締役と重要な関係
- 主要株主または主要株主の関係者
- 12年超、取締役を担っている
- 実績に連動した賃金、ストックオプション、年金の受取資格、また取締役が選定する多額の寄付による恩恵

任命と選任制度

取締役会の委員会は取締役会の効果的な運営に重要な要素であり、主要委員会のメンバー構成や独立性に関する企業のベストプラクティスを期待します。

指名委員会は、業務執行役員と非業務執行役員から構成されていますが、過半が独立していることを期待します。

取締役の指名を行う際は、企業は株主に対して正しい判断ができるよう十分な情報を提供すべきです。これには候補者の氏名、経歴の他、スキル、経験、素性を含みます。候補者の詳細が適切に開示されない場合には、取締役の指名を支持しません。

UBS-AMは、株主が取締役会メンバーの経験や素性、多様性の組み合わせが判断できるよう、現取締役及び候補者のスキルマトリックスの公表を推奨します。

そのようなマトリックスは指名委員会や取締役会により、認識のギャップを判定する上で有用です。

選任制度

UBS-AMは個人ごとに、取締役の選任を年1回履行することを支持します。社内案と異なる候補者名簿が推薦される場合には、取締役会が十分な独立性を確保しているという条件で、現職の取締役の案を支持します。

それ以外の場合、取締役会の構成が改善すると信じられる場合は社外の候補者名簿を支持します。

取締役の選任が一つの議決権行使項目の下で一括して行われる際に、一人またはそれ以上の取締役の任命に関する懸念を抱く場合や、一般に取締役の独立性が欠如している場合には、決議に対して反対票を投じることがあります。

当社は一般に、株主の取締役候補の指名が可能となる提案を支持し、また多数決の選挙制度の下で取締役が任命されるとの株主提案に賛成票を投じます。

従業員代表

UBS-AMは一般に従業員代表の取締役会への任命について、現地市場の慣行によって要請される場合、支持します。

期差選任取締役制度を含む、取締役の契約条件 -
UBS-AMは、通常年に1回の取締役改選による改組を目指す提案を支持します。

ただし、当社は現地市場の要件や慣行を勘案し、取締役改選に対して契約の任期だけに基づいて自動的に反対票を投じない場合があります。

性別の多様性

UBS-AMは企業内のどのレベルにおいても性別での多様性について強く支持します。取締役会、上級職、従業員の中に女性がもっと広範に占める方針や履行計画の策定を推奨しています。

詳細には、UBS-AMは国際的企業すべてに最低一人女性の取締役を起用することを期待します。さらに、取締役会における女性割合に関する各国特有のガイドラインがある場合は、企業が当該基準を満たすことを求めます。

どちらの基準にも達しない場合には、指名委員会委員長の選任に反対票を投じ、そのような委員会がない場合は取締役候補決定を担う個々の取締役に対して反対票を投じます。

利益相反と株式の担保提供

経営陣と株主利益の間で明確な利益相反が存在する場合には、たとえ経営陣が仕事をうまくこなしているとしても、経営陣に対して反対票を投じる選択を行なうことがあります。

UBS-AMはローンや負債の担保として、発行済み株式の10%超を差し出している取締役の再任を支持しません。

規模

UBS-AMは一般に、取締役会の規模の固定を目指す提案や、取締役会の規模変更の承認を株主に求める提案に賛成票を投じます。しかし、取締役会が16人を上回るまたは5人を下回る場合は支持しません。

出席

取締役の取締役会出席は明白な必須事項ですが、酌量すべき事情によりしばしば全員出席ではないことは認識しています。しかし、再任候補者の出席率が十分な説明なしに2年連続で75%を下回る場合には、UBS-AMは当該取締役の再任を支持しません。

社外への関与

UBS-AMは上場企業の取締役はその責任全うに必要な時間を割くべきと考えます。

取締役会の業務執行役員や非業務執行役員として高い地位を有している場合、彼らの全般的な関与をレビューします。

UBS-AMは複数の取締役職を兼務する取締役に関して、出席率、スキルの妥当性、ポジションのタイプなどを含む有効性を検証する場合があります。UBS-AMは一般に、過剰な数の社外取締役の役職を兼務する取締役の選任は支持しません。

任期

UBS-AMは非業務執行取締役の再任率が健全な水準にある取締役会を選好します。当社は取締役の過半数が12年超にわたり現在の役職を務めている場合には、取締役の任期をめぐる状況について検証する場合があります。

後継者育成計画

UBS-AMは企業が取締役会の非業務執行役員と業務執行役員の双方について、有効な後継者育成計画を導入することを期待します。取締役会会長は自身の役割の一環として、後継者育成計画に特に注意を払う必要があります。

取締役の解任と不十分な執行

UBS-AMは一般に、内部統制、財務、または取締役に対する進行中の捜査に関する重大な懸念が生じない限り、取締役の解任決議に賛成票を投じます。

市場操作、会計改ざんや詐欺、汚職で有罪となった取締役に対しては反対票を投じます。

前回の選任時に賛成票が50%未満であったにもかわらず、引き続き取締役職にとどまっている取締役を支持しません。

委任状争奪戦

UBS-AMは委任状争奪戦については個別にレビューします。当社は経営陣に対する異議申立者が提示した論拠と議題の各項目について調査します。また、企業の反応と共に、候補者の経験と専門知識についてもレビューします。当社は異議申立者の視点を理解したような場合であっても、取締役会の機能と企業全般に混乱が生じる可能性を踏まえ、経営陣を支持する場合があります。

ただし、取締役会の変更が全てのステークホルダーにとって最善の利益になると判断する場合には、異議申立者による任命を支持します。

業績評価

UBS-AMは取締役会が企業の評判を維持・強化することを期待しており、取締役が最高の倫理規範を遵守するようになります。

また、取締役会が株主に対応し、定期的に株主と対話することも期待します。

取締役会の実績が疑問視される場合、取締役会が前回過半の賛成を得た議決の内容を無視する場合には、特定の会社提案や取締役の選任に棄権または反対票を投じる場合があります。

セクション2 - 株主の権利

一株一議決権

UBS-AMは、株主総会での議決権行使が「一株一議決権原則」に基づいて決定されるべきであると考えています。経営陣を株主の意見や行動から遮断する可能性のある、あるいは企業の完全支配権を経済的持分に不相応な形で一人の株主に移転する可能性のある、デュアル・クラス・ストックを作り出す経営陣の取り組みを支持する意思はありません。

当社は一般に、デュアル・クラス・スキームを排除する株主提案を支持する一方で、累積投票や議決権倍増制度の導入を支持する意思はありません。

株主の追加的な権利

UBS-AMは一般に、株主に追加的な権利を提供するように策定された決議を支持します。一般に、スーパー Majority 条項を弱める株主提案に賛成し、無記名投票を求める提案を支持します。

UBS-AMは書面による同意に基づく株主の活動を認める提案や、あまり制限的ではないとの前提で株主に臨時株主総会召集の権利を付与する提案を支持する場合があります。

ポイズン・ピル

UBS-AMは買収防衛の仕組を支持しません。この仕組みは、自己の投資について決定を下す株主の権利を損なうというのが、その理由です。当社は、ポイズン・ピルに関しては株主の投票によるべきと考えており、議決権行使の対象として持ち出す試みを一般に支持します。

また、当社はポイズン・ピルを実施した、または事前に株主の承認を求めることなく企業規則を変更した取締役を支持しない選択を行なう場合があります。

情報開示

企業はできる限り透明な方法で行動すると共に株主に情報を開示する必要があります。

企業は株主総会に先立って当該事項を開示し、株主が開示された情報についてレビュー・分析・関与するための十分な時間を確保できるようにする必要があります。

十分な情報が開示されない場合には、提案に反対票を投じるまたは議決権行使を棄権します。

一括事項

企業は株主総会に先立ち十分な時間をかけて透明性ある説明を提供することに加えて、複数の項目を一つの決議の下にまとめるのではなく、決議を個別に提出することを期待されています。決議を一括化すると、株主にはイエスかノーかの選択しか残されません。

当社は一般に、少なくとも複数の事項のうちの一つに関して懸念を抱く際には、複数の議決権行使項目を一つにまとめる提案に反対票を投じます。

セクション3 - 資本

資本配分

取締役会の主要な責務の一つは、事業を推進し、成長させ、株主及び全てのステークホルダーのために価値を創造するために、資本を適切に配分することです。

当社は取締役会の適切な資本配分能力に特に注意を払っており、そうでない場合は反対票を投じる場合があります。

株式発行

新株発行は株主の承認を必要とするべきです。当社は既存株主にとって著しい希薄化をもたらさない合理的な新株発行に限り支持します。当社は通常、既存株主資本総額の20%を上限とし、そのうち最大10%は優先引受権なしでの株式発行のみを支持します。特定の状況において、当社が支持する個別取引に関連する場合、当社はこの制限を超えて株式発行を承認する場合があります。

同様に、当社は合理的な転換社債の発行のみを支持します。新規の資金調達は入念に監視し、正当な理由が不十分な場合、特に転換社債が既存株主に希薄化をもたらす可能性があり、株式発行の20%上限を超える場合、負債の増加を支持しません。

自社株買い戻し

UBS-AMは一般に、発行済み株式の15%を上限とした自社株買いの会社提案を支持します。自社株買いは理論上は株式消却に繋がり、株主承認なしの株式再発行（自己株式の処分）を防ぐことになります。

合併・買収・資産売却に関する提案

各提案は個別に検討しレビューした上で、株主価値が生み出されているか否か、そして提案された取引が企業にとって戦略的メリットを持つか否かに基づき判断を下します。

UBS-AMは自社のリサーチと分析に基づき株主価値を高める取引を支持し、株主価値を高めない提案に対して反対票を投じる選択を行う場合があります。

配当政策

UBS-AMは一般に、配当支払いに関して設定された全般的な水準、または株主還元と将来の資本投資とのバランスについて懸念がない限り、経営陣の提案を支持し配当を承認します。

セクション4 – 監査とリスクの監視

取締役会の監督

取締役会は企業の監査とリスク構造に対する責任を担っています。したがって、取締役会が監査／リスク委員会を設立することはきわめて重要です。

監査／リスク委員会は正確な財務諸表、監査の質、強固な内部管理に直接責任を持つ、重要な役割を担っています。

それ故客観的に、独立性と会計・監査・金融に関する専門性が必須となります。

このため、独立性担保の観点から、委員会は非業務執行取締役が少なくとも2/3を占めることを期待します。しかし英国の場合は、全員が独立した取締役であることを期待します。そうでない場合、監査委員会のメンバーである非独立取締役の選任に反対します。

金融機関など重大なリスクに晒されている企業は、独立したリスク委員会の設置を期待します。

内部監査

企業は潜在的なリスクを特定し、当該リスクを管理するための明確なプロセスを備えた、堅牢な内部監査体制を敷くべきです。当社は企業が透明性ある内部リスク報告プロセスを有することを期待します。

外部監査役

企業は決算書や財務諸表をレビューする独立した外部監査人を任命しなければなりません。定期的な審査で監査人が適任であると判断する際は、取締役による監査人の任命を支持します。

外部監査法人が、懸念事項の提起をしなかった、あるいは虚偽記載で調査を受けている場合は、当該外部監査法人の再任を支持しません。

企業が国内のベストプラクティスの要件に沿って監査パートナーを交代させない場合、監査委員会の議長に反対票を投じる選択ができます。

イギリスの企業に対しては、監査法人選任の入札が過去10年間なかった場合、監査委員会の議長に反対票を投じます。

日本の企業に対しては、独立系と分類される監査役の割合が半分を下回る場合、社内の、または非独立系の監査役の選任について反対票を投じます。

透明性と財務報告

企業が株主総会に先立ち、適格監査人の無限定適正意見が記載された報告書や決算書を提供しない場合、当社は企業の財務諸表を承認するいかなる提案にも反対する決断を下すことがあります。

企業が報告書や決算書に対して限定付適正意見を受け取った場合、当社は企業が完全かつ満足のいく説明を提供することを期待します。

そうでない場合には、当社は報告書・決算書、または関連する取締役の職務遂行、または監査委員会の委員任命を承認する提案に反対票を投じることがあります。

監査人の報酬

当社は、正当な説明なしに、監査以外の業務による報酬の合計が監査関連費用を2年連続して超えている場合、監査人の再任や監査報酬の承認を支持しない場合があります。

セクション5 – 報酬

一般原則

報酬スキームについて重要なことは、報酬はパフォーマンスと企業の戦略および株主に対する成果と連携するという原則に基づいていることです。

企業は所属する業界と事業環境を踏まえた上で、自社のニーズに合致した独自の報酬方針および慣行を構築するべきだと考えています。

当社は、企業が同業他社と同じアプローチを自動的に採用することを求めておらず、市場慣行と異なる報酬スキームを実施する企業を減点することはありません。

ただし、報酬基準が一般的な慣行と大きく異なる場合には、当該構造がいかに株主の長期的な経済的利益にならっているかを明確に説明することを期待します。

当社は報酬スキームに対して以下を期待します。

- 適正な水準の固定報酬を盛り込む
- 変動報酬に関しては、短期的な要素と長期的な要素を含めるとともに、長期的な要素の価値に重きを置くこと
- 長期的視点を奨励する – 長期的賞与の構成要素の測定期間は少なくとも3年間で、業務執行役員（特に金融セクターの業務執行役員）はその後もさらに株式を保有することを推奨
- 単に金融・財務指標だけに基づくだけでなく、企業戦略に沿った持続可能な価値創出を推進するようデザインされた、拡張されたパフォーマンスのハードルを含むこと
- 株主との利害一致を確保するため高水準の個人持株を要請すること
- 計画外の意図せざる結果を受けて、報酬委員会が調整を行えるような十分な柔軟性を確保すること

当社が報酬スキームを支持するか決定する際は、上記の基準と企業による報酬への総合的なアプローチを基に評価します。その際、懸念事項が見られた場合は報酬スキームを支持しません。

一般的な理由は以下の通りです。

- 報告年度、または長年に渡り、最高報酬の結果と企業パフォーマンスの間にずれがあった場合
- 企業が明確に報酬スキームと株主価値の相互関係を説明しなかった場合
- 妥当な理由なしに給料が10%超上昇した場合
- 取締役の報酬を開示しないことの同意を求めるなど、開示が市場でのベストプラクティスよりも劣る場合
- 十分な説明なしに、一度限りの変動報酬を与える裁量権を行使した場合
- 人材引留めまたは採用に関する費用の説明が不十分、採用費用の支払が実績ベースでない場合
- 企業が選ぶ競合他社の妥当性も含め、合理性な根拠なく競合他社に比べて報酬が高いと判断した場合
- ストックオプションの行使条件が妥当でない場合、逆にかなり困難な場合
- 業績基準の使用の言及がないまま長期的な報奨として権利付与が行われている場合、または業績基準の開示を行わないと述べた場合
- 長期のインセンティブプランの再検討を許容する、または、スキーム期間中に業績基準を遡及的に修正する場合
- 長期のインセンティブ報酬に対する業績状況の反映が50%未満の場合、または権利付与期間が3年未満である場合
- 広範な説明なく、取締役の報酬増加を企図してベンチマー킹の使用を行う場合
- 後任の経営責任者の報酬が適切な説明なしに前任者よりも高い場合
- 報酬に関する議決権行使で前回提起された株主の懸念に対して企業が対応しない場合
- 2年分の固定報酬と平均ボーナス支払いを足し合わせたものを超える退職手当
- 年金拠出率が固定報酬の30%を超える場合
- 複数年に渡る報酬増加やボーナス、株式報酬の保証が提供されている場合
- クローバック方針がベストプラクティスとなっている市場において、クローバック条項が報酬体系に含まれていないスキームである場合、反対票を投じます

報酬委員会

当社は、取締役会が当該企業の報酬制度を取り扱う特定の委員会を指定することを期待します。

報酬制度は人事コンサルタントからの助言を適宜仰いだ上で、業界と市場の基準に基づき設定される必要があります。

報酬委員会は非業務執行取締役のみで構成されるべきで、当社は業務執行取締役の任命を支持しません。

上記基準に従って、非業務執行取締役が過半を占める場合に、当該委員会は独立しているとみなされます。

ただし英国の場合は、ベストプラクティスに沿って、全委員が社外取締役であることを期待します。

報酬委員会は、幹部役員に支払う全体的な報酬水準を決定する際に、以下を行う必要があります。

- 必要な報酬のみを支払い、過剰な報酬を回避する
- 企業の長期的に持続可能な成長にとっての基礎となる有能な取締役と幹部役員を取り込み、繋ぎ止め、報いるために求められる適切な報酬水準を決定する
- 構造が単純で、株主に簡潔に説明することが可能で、望ましくは唯一の長期的要素に基づくスキーム
- 幹部役員の報酬の変更が、一般に従業員に対する報酬政策と整合するようにする
- 報酬政策がいかに戦略と整合し、長期的な業績指標を組み込んでいるかを開示する
- 報酬政策が株主の利益と十分に整合するようにする
- 株主のフィードバックと過去の議決権行使結果を考慮に入れ、株主の前向きな支持を得なかった報酬計画を再評価する
- 報酬コンサルタントをいつ利用したかについて、当該サービス費用も含め開示する
- 可能な限り、幹部役員を繋ぎ止めるための報奨または役職による誘導を回避し、付与する場合には、それを正当化するための明確な説明を提供する
- ベンチマー킹は報酬を競合他社に合わせる仕組みとして用いるのではなく、報酬制度構築の際、競合他社の報酬を参照するためだけに用いる
- 概ね比較可能な競合他社を選定する
- 企業の業績に基づき報奨を引き上げたり引き下げるとして調整するために、自由裁量をどのような場合に行使してきたかについて説明する

2年連続で報酬投票に対して20%を超える反対票があり、その期間中に前向きな変更を行わないと、報酬

委員会の委員長に反対票を投じることがあります。

報酬における透明性

全ての上級経営陣および取締役の報酬は、賃金以外の経済的利益、企業の年金拠出、繰延報酬、社員貸付などを含め、年次財務報告書の中で開示する必要があります。

頻度

報酬案はわかり易い形態で、定期的に（可能であれば年1回）株主総会決議にかけられる必要があります。

業績状況

UBS-AMは、報酬パッケージの一部が厳格な業績状況に付随し、固定的要素と変動的要素および短期的インセンティブと長期的インセンティブの間で適切なバランスが取れていることを期待します。

株式/ストックオプションの付与

企業や経営陣の業績が満足のいくものでない場合、当社は業績不振に対して報奨を支払うことになると、経営陣の更なる地位確立に繋がることから、ストックオプションを目的とした追加的株式発行に反対する場合があります。

UBS-AMは業務執行取締役に与えられる株式報酬の水準についても注意深く監視し、過度な株式希薄化につながる計画を支持しない場合があります。

当社は通常、新しく入社する取締役に対する株式報酬の付与は、前社での過去と同一条件での付与を前提にした場合のみ支持します。ストックオプションは行使価格の変更や割引価格での付与は認められません。報告の透明性を高めるために、ストックオプションは費用化する必要があると考えます。

従業員報酬

UBS-AMは一般に、不十分な情報開示により、株式希薄化が妥当な限界を超えていないか、あるいは付与条件が不十分でないかの判断を株主が下せない場合を除き、従業員株式制度を支持します。

ゴールデン・パラシュート

UBS-AMは、ゴールデン・パラシュートについて精査し、企業の報酬政策の過去の推移や経営陣の業績を考察します。これらの制度がダブル・トリガー型（解雇通知で発動）であり、自動的な付与または税金のグロスアップ（税金分の追加支給）を認めないことを期待します。

非業務執行取締役の報酬

非従業員または非業務執行取締役の報酬は理想的には現金給与にて支払われるべきです。企業が非業務執行取締役に株式を付与する選択を行った場合、受取手の独立性と客觀性を維持するために、ストック・オプションの形態をとらず、特定の業績状況とリンクさせたりしないようにする必要があります。

当社は、企業の状況によって正当化される際には、非業務執行取締役に対するストックオプションの付与を例外的に支持します。

セクション6 – 環境・社会的な事項

取締役会の監督

環境・社会・ガバナンス（ESG）のリスクは、企業の評判と財務の安定性に対する重大な影響を生み出す場合があります。従って、取締役会はこれらのリスクを管理するため確固たる政策と統制プロセスを整備することが極めて重要です。

取締役会は、これらの問題を認識して、企業が業績に好影響を与える可能性のある機会から利益を得るようにする必要があります。当社は一般に、取締役会で環境・社会・ガバナンスのリスクを担保する特定の委員会を設置することを支持します。

環境と社会に関するリスクは、株主総会の検討議題に定期的に提出される項目ではないかもしれません、当社はそれが投資に対する経済的重要性を持っているとの見方から、株主総会でこれについて頻繁に議論する意向です。

ESG要素に関連する株主提案

UBS-AMは望ましい企業市民や環境スチュワードシップの促進を追求する株主提案には、長期の株主や株主価値の強化に繋がることから賛成票を投じます。

そのような提案はサステナビリティの情報開示、人的資本管理、多様性、サプライチェーンの労働基準、収賄や汚職、気候変動、水、森林伐採などを含みますがこれらに限りません。

株主の社会、環境に関する提案についての議決権行使を決定する際に以下の要因を検討します。

- 提案自体が良く構成され、妥当である
- 提案の採用により企業の短期的または長期的な株式価値にポジティブまたはネガティブな影響があるか
- 販売・資産・利益が影響を受ける比率
- 企業が既に適切な方法で提案を具体化し対応しているか
- 企業の分析および株主に対する賛否の推奨は説得力があるか
- 当該事項に対する他企業の対応
- 提案の履行が提案の中で追求する目標の達成に繋がるか

環境に係る方針とリスクに関する企業の情報開示

UBS-AMは企業に対して、二酸化炭素排出量削減に関する戦略があり、目標が明確であり、進展を開示することを期待します。

地球温暖化の一因となる操業から生ずる潜在的な債務に関する情報、気候変動に係るリスクと機会に関する方針、排出量削減目標（過度に限定的ではないもの）を適切な費用で独自データを除いた上で、企業による株主への報告を要請する提案を支持します。

UBS-AMは企業に対して、採択や順守している関連規準、基準、行動規範、気候関連財務ディスクロージャースタクフォース (TCFD)の推薦を含む、広く認識されている国際的な取組みについての情報を要請する提案を支持します。

UBS-AMは、以下の環境の下では特定の提案を支持しない選択を行う場合があります。

- 提案で提示された問題が、法律または政府の規制を通じてより適切または効果的に対処される場合
- 企業が過年度に適切かつ十分な方法で既に対応しており、要請が既存の報告と重複する場合
- 提案の要請が不当な負担をかける、またはあまりにも規範的な場合

当社は、特に気候関連エンゲージメントプログラムの一環として議論される気候変動問題に関して、エンゲージメント中に提起された特定のトピックについて十分な進展が見られないと判断した場合、企業の取締役会長に反対票を投じる選択をする場合があります。

セクション7 - コーポレートガバナンスに関する一般事項

管轄国・地域

経営陣が会社設立の州または国を変更するために株主の承認を求める選択を行った場合、当社は提案の背景を検討します。

その動きが単に経営陣の身を守る、または有効なガバナンスを制限することを動機付けるとする場合には、要請を支持しないことがあります。

政治献金

UBS-AMは一般に、企業の政治献金を認める企業提案を支持しません。また、政治献金に関して透明性を企業に求める株主提案を支持します。

企業のロビー活動

UBS-AMは一般に、直接的な評判リスクがない限り、現行法が適用され当該規制を順守している場合を除いて、企業のロビー活動に関する透明性の向上を求ることを支持します。

英国の上場企業については、市場慣行に沿って定義された重要性に関する基準や制限が開示されている場合、EU法の適用範囲内において、業界団体に貢献するという企業による提案を支持する場合があります。

財政支援

UBS-AMは、特定の第三者の事業体に対する財政支援の提供を求める経営陣の提案については、明確な合理性がない限り支持しません。

UBS-AMは株主の利益に合致しない関係当事者間取引や、開示が市場のベストプラクティスに達していない場合の関係当事者間取引に対して、是正を促します。

定款

UBS-AMは開示の欠如によって株主が十分な情報に基づく決定を下せない場合、決議案を支持しません。

株主提案

UBS-AMは、この議決権行使方針でカバーされていない株主提案を個別にレビューし、それが株主の利益にかならずと判断する場合には、提示された決議を支持することを選択することがあります。

当社は一般に、過剰な拘束力を持つ提案や最適な解決策を見いだす経営陣の能力を制限する可能性のある提案については支持しない場合があります。当社はまた、提起された問題を緩和する経営陣の取り組みの評価に努めます。

付録1

スチュワードシップ委員会

UBS-AMは、スチュワードシップ委員会を発足しています。投資責任者が委員長を務め、委員会メンバーを設定し、関連するテーマに関する情報の提供や専門知識の提供を目的に他の出席者を招いたり、他の常任の出席者を任命する場合があります。

委員長は次の事項を担当します。

- 議題の設定
- 委員会活動と会合の牽引
- 書記官の任命
- 議決権行使方針の変更に関する、UBS-AM エグゼクティブ委員会の承認前の当委員会の承認
- UBS-AMがESGやスチュワードシップに関連した団体の会員になる場合、必要な承認前の当委員会の承認

委員長は、必要に応じて、UBS-AM社長及びコンプライアンス&オペレーションナル・リスク・コントロール(C&ORC)責任者に適時、積極的にリスクと問題点を報告します。

委員長は、関連する問題について特定の影響を受ける法人のために、適切な法人、経営委員会、フロント/バック委員会へ正式の委員会の議題として、さらに報告を行います。

委員会は、ファンドおよびUBS-AMが顧客から議決権行使も含めて一任された運用委託契約に関して権限を有しています。ファンドの取締役会が議決権行使の責任を有する場合は、請求に応じて、委員会は当該取締役会に対し、決定内容や行動内容を通知します。

委員メンバーには次の責任があります。

- 顧客ポートフォリオで保有するUBS株式の議決権行使を含む、UBS-AMにとり利益相反案件として特定された議決権行使の承認
- UBSのポリシーに反し、議決権行使でサステナブル&インパクト投資チームとポートフォリオマネジメントチームの意見一致に至らなかった案件のレビューと承認
- UBS-AMがESGやスチュワードシップに関連した団体の会員になる場合のレビューと承認
- 株主決議登録への参加要請に対するレビューと承認
- 必要に応じて、対象国の適用範囲の変更や更新を含めて議決権行使方針のレビューと承認を年次で実施

委員会は四半期毎に実施します。また、臨時委員会は、委員会による検討をする事項が発生した場合に委員長の裁量で開催することができます。委員会は、投票による承認については必要に応じて、電子メールを介して隨時行うことができます。

UBSの議決権行使方針から逸脱する提案に関する承認は投票者の過半数（少なくとも6人のうち4人）の参加を必要とします。委員が不在の場合は代理人が投票を務めることができ、期日内に委員または代理人から投票がない場合は、期日までの過半数の票で決定されます。

委員長は委員会の文書の作成および整理、議題、議事録、活動およびリスクに関する記録の保全を担当する委員会の事務局を指名します。議事録には、すべての決定事項と合意されたすべての活動が記録されます。議事録は委員、出席者、およびその他委員長が決定する者に配布されます。

会議において重要事項または複雑な事項を取り扱う場合、提案を提出するメンバーは適切な書類を十分前もって委員会事務局に提供する必要があります。委員会事務局は委員会への配布に責任があります。議事録は委員会後、速やかに正式に承認されます。

企業および取締役会との交流

当社は投資先企業を十分に理解しようとする際に、当社の投資アナリスト、ポートフォリオマネジャー、ガバナンス専門家と、企業の経営陣（取締役会メンバーを含む場合もあります。）との間で、定期的な対話やミーティングを行うように努めます。

これらのミーティングによって、当社は以下が可能になります。

- 企業戦略および目標に関する議論
- 経営陣の業績評価
- 特定企業の進展の推移のモニター、投資家としての当社の期待と比較した進捗状況の評価
- 当社の期待内容の概説、重要な課題に関する当社の見解の説明

企業の取締役会との公式なコミュニケーション

企業がガバナンスに関する課題、または自社の運営方針に盛り込みたい決議内容を議論するために当社にアプローチする際に、本文書に記載されたいかなる事柄も、セクターまたは産業アナリスト、ガバナンス専門家、または他の適切な上級投資担当者による当該企業やそのアドバイザーとの対話を妨げるものではありません。

当社は、不十分なコーポレート・ガバナンス基準やサステナビリティ活動が企業の長期的評価に悪影響を及ぼす恐れ（上級経営陣に対する信頼喪失を含む）があると判断した場合、当該企業や通常の情報源から更なる情報を収集しようと試みます。

アクションが必要と考えた場合、1名またはそれ以上の非業務執行（社外）取締役とのミーティングを設定し、追加情報の収集、コーポレート・ガバナンス行動の更なる理解、および当社の懸念の伝達を図ります。

適切なコーポレート・ガバナンス行動が実施されていない、もしくは実施される公算が小さいと判断した場合、当社は以下を行う可能性があります。

- 当社の見解を取締役会議長または取締役会全員に正式に伝達
- 当社の立場を株主総会での議決権行使を通じて反映
- 当社の懸念について他の株主に連絡
- 当該企業に対する投資を処分

このような措置は、適用法令を順守する形でのみ講じることができます。

メディアへの対応

UBS-AMは一般に、個別企業のコーポレート・ガバナンスまたは委任状の問題に関する事柄に関して意見を述べません。この方針は、顧客秘匿特権および様々な規制の順守に基づいています。方針に関する一般情報、特定銘柄に関するコーポレート・ガバナンスや委任状に関するコメント、不特定銘柄に関するコーポレート・ガバナンスに関するメディアからの要請については、UBSメディア・リレーションズ/コミュニケーションズ・グループに連絡する必要があります。当グループは、当社のコンプライアンス担当者との連絡を通じて、この方針の例外か否かを判断します。

Proxy Voting Process

当社は専任のスチュワードシップ・チームを編成し議決権行使にあたっています。

チームは以下を行います。

- 行使権限を持ち行使する意思のある全てのアカウントについて、議決権行使投票用紙の受領を確定するための必要な措置を講じる。
- 論争となっている議決権事項がある場合、現在貸し出されている証券について、可能かつ現実的であれば回収し、議決権行使するように指示する
- 潜在的な利益相反を確認する手続きを実施し、利益相反対応プロセスに従って議決権行使を実施する。
- 該当する場合には、顧客の指図に従い議決権行使を実施する。
- ガバナンスと議決権行使の分野におけるベストプラクティスの改善を目的とする市場作業部会にUBS-AMを代表して参加する。作業部会への参加はスチュワードシップ委員会の承認事項

議決権行使開示ガイドライン

要請に応じて、または法律や規制の定めるところにより、UBS-AMは以下を実施します。

- 当社が企業の重大な決議に対して反対した際は、（企業の代理人ではなく）当該企業に対して通知を行う。当社が保有する株数を企業に通知する場合もある。
- 委任状勧誘者または企業の代理人に対して、委任状勧誘資料の受領を回答し、当社の議決権行使の方針とその時点で行使済みか否かを通知する。なお、行使方法や持株数について開示しない。
- 議決権行使を要請する顧客のために実施した議決権の行使方法を、顧客または顧客の受託者に対して開示する。
- 議決権行使に関する当社の意向について顧客に通知する。

免責事項

場合によっては、特定の委任状が議論を呼ぶ性質のものであるとの理由から、当社が意図する議決権行使は期限の直前まで開示できないことがあります。顧客と委任状を発行した企業との関係が原因で、要請が対立を伴う場合、UBS-AMのコーポレート・ガバナンス原則を確実に順守するためコンプライアンス＆オペレーションナル・リスク・コントロール部門（C&ORC）に連絡を取ります。

当社は上記に記載した以外には、議決権行使の意思を開示する、または第三者に対する公式声明を行うことはありません（議決権行使処理機関に対する電子的な連絡、規制当局を除く）。第三者には、委任状勧誘業者、非顧客、メディア、またはUBSの他の部署が含まれますが、これに限るものではありません。しかし、当社は係る当事者に対して当社の規定を通知する場合があります。

UBS-AMは特定の提案に関して他の株主と連絡を取る場合がありますが、スチュワードシップ委員会および現地コンプライアンス部門の承認なしに、当社の議決権行使に関する意向を開示したり、他の株主と協調して議決権行使することはありません。

議決権行使の報告

当社の議決権行使集計記録は四半期ごとに開示され、当社のウェブサイトの以下のリンクで入手可能です。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

米国、カナダ、オーストラリアにおける当社の規制対象ファンドについては、ファンドごとに議決権行使記録を開示し、ウェブサイトにも掲載します。

議決権行使の利益相反に関する手続き

UBS-AMは、上場している代表的な金融サービス・グループである UBS グループ AG の完全子会社です。

当社は一貫性があり透明性が高い方法で行動することにコミットしています。常に顧客の利益のために行動することによって受託者責任を確実に遂行することが当社の第一の目的であり、議決権行使方針や企業に対するエンゲージメントの有無もその観点から検討します。

実際および潜在的な利益相反が起こり得る状況には、以下が含まれます。

- UBS-AMの一顧客の利益が別の顧客の利益と相反する場合
- UBS-AMが顧客のために、UBS グループ AGの上場株に投資する場合
- 議決権行使の対象企業が UBS-AMの顧客である場合
- UBS グループ内の関連会社が当該企業のアドバイザーを務める場合
- UBS グループ AGの取締役会メンバーが外部企業の取締役を兼任し、UBS-AMが当該取締役の選任に投票する場合
- UBS-AMの従業員の利益がUBS-AMの顧客の利益と直接対立する場合

上記の議決権行使開示ガイドラインに加えて、UBS-AMは議決権行使に関連して起り得る利益相反に対応するため、以下のガイドラインを履行しています。

- UBS の原則・ガイダンスに沿って議決権行使し、方針からの逸脱については記録します。
- UBS-AMが特定の議決権行使を行う際に利益相反を認識した際には、UBS方針ガイドラインに則って投票を行います。ただし、そのそのような投票が顧客にとって最善の利益とならないことが確認できた場合は除きます。その場合、スチュワードシップ委員会は利益相反について通知を受け、UBS方針ガイドラインに沿った投票が顧客の最善の利益となり、UBS原則に準拠するかどうかを検討します。これには、UBS-AMが顧客のためにUBSグループの上場株式に投資する場合が含まれます。
- UBS グループの上場株式に議決権行使する場合、顧客のために投資する他の全ての企業の場合と同様に、社内の利益相反対応プロセスに従って行使しますが、これはUBS-AMの方針・原則に基づいています。当社は行使の根拠を示した文書を作成します。妥当または必要であるとして例外的な取扱いが起こり得るのは、独立した受託者を雇い議決権行使の決定やプロセスを委ねるほうが賢明とスチュワードシップ委員会が判断した場合です。
- UBS-AMが議決権行使の責任を担っている顧客ポートフォリオが UBSの上場投資商品またはミューチュアルファンドに投資している場合、投資主総会における議決権は行使されません。そのような場合、当該議決権は顧客または最終受益者によって直接行使されなければなりません。
- 議決権行使決定プロセスは影響を及ぼす機能から遮断されており、いかなる状況においても、議決権行使の意思決定が当社の全般的な事業、セールスまたはマーケティングによる影響を受けることはありません。

- UBS-AMおよび銀行業務/ブローカー・ディーラー業務/投資銀行業務に従事する関連会社（「関連会社」）は、特定の機密情報の共有を禁じる方針を導入しています。UBSの担当者は関連会社と議決権行使の意向について議論することを認められておらず、方針に反して関連会社から連絡を受けた場合には、その件について当社のコンプライアンス&オペレーション・リスク・コントロールグループに照会します。スチュワードシップ委員会の委員長は通知を受け、UBS-AMの社長に知らせる場合があります。特定の状況下では、当社のコンプライアンス・グループはその件について関連会社の担当者と議論する場合があります
- UBS は利益相反に関する責任の概要に関する特定および定期の研修を従業員に提供します。
- UBS グループが UBS アセット・マネジメント (UK) リミテッドのファンドにシード資金を提供している場合、シード資金に起因する議決権は行使しません。

免責事項

法務部門およびコンプライアンス&リスク管理部門のスタッフは情報障壁に関わる事項について関連会社の担当者と連絡を取る場合があります。関連会社との関係において問題が生じた場合には、スチュワードシップ委員会の委員長に通知しなければなりません。当該委員長は最高リスク管理責任者に通知します。

記録保持

UBS-AMは議決権行使の記録を維持します。この記録には以下のコピーが含まれます。

- 当社の方針と手続き
- 受領した委任状勧誘書類
- 顧客ごとの議決権行使記録
- 議決権行使を行った株式数
- 議決権行使の意思決定にとって重大な受領情報と社内作成書類
- 潜在的な利益相反が存在すると判断された全ての委任状リスト、および議決権行使の決定を支持したスチュワードシップ委員会が作成または承認した書面による根拠

議決権行使における外部サービスの利用

スチュワードシップの責任を果たすためには、顧客やファンドに代わって投資する事業会社のコーポレートガバナンスの構造、ESGの実践、および株主総会に関する正確な情報を入手することが不可欠です。

様々な運用戦略により投資した事業会社の数を考慮すると、当社は独自の評価を補完するために、いくつかの専門プロバイダーのサービスを使用しています。

当社は議決権行使助言サービスを提供するInstitutional Shareholder Services社 (ISS) を利用しています。 ISSは、このサービスをグローバルに提供するための適切な能力、規模、およびシステムを備えた主要な議決権行使助言サービス会社です。

ISSが当社に提供する議決権行使に関する調査および推奨事項は、本議決権行使方針に含まれる行使ガイドラインに基づいています。議決権行使の責務はISSには委譲はせず、顧客とファンドのために保有する株式に対する議決権行使は、当社の完全な裁量によって実施します。

当社はISSおよびその他の外部ベンダーから提供されたサービスを定期的にモニタリングを行います。これらにはコンプライアンス方針、コントロール、手順、およびサービスの品質に関する毎年のデューデリジェンスの実施が含まれます。

さらに、特定の提携またはビジネス活動を通じて生じる可能性のある利益相反をベンダーがどのように管理するかについての情報も必要です。

投資会社/ファンド

当方針にて記載されているガイドラインは、顧客のために投資する事業会社に適用される要に設計されています。

当方針の原則は、顧客のために投資する投資会社やファンドにも一般的に適用されますが、投資会社やファンドは事業会社とは機能が異なることが多いため、その結果、特定のガイドラインは同様に当てはまらない可能性があり、投資会社やファンドに関しては適用または遵守されない可能性があります。

付録2

登録投資会社の顧客（ファンド）のための特別開示 ガイドライン

届出書

経営陣は以下を確保する責任を担っています。

- 投資顧問会社がファンドのために利用する方針および手続きである当方針および手続きが、追加情報書類（SAI）に掲載されていること。方針および手続きはSAIに掲載される、または届出書の別紙として添付されること。
- SAI の開示には、議決権行使によってファンドの投資主と、ファンドの投資顧問会社、主要引受会社またはファンドの関係者、その投資顧問会社、または主要引受会社との間で潜在的な利益相反が引き起こされる際に用いる手続きが含まれること
- SAI の開示では、6月30日を末日とする直近の12カ月間にファンドが行った議決権行使の方法に関する情報が、(i) 特定の無料通話（またはコレクトコール）、またはファンドのウェブサイト、またはその両方による要請によって、無料で入手可能である旨、および(ii) 証券取引委員会のウェブサイトで入手可能である旨が掲載されていること。ファンドは議決権行使記録を入手したいとの要請を受け取った場合、この要請に応じて3営業日以内に第1種郵便で送付しなければならないこと。ウェブサイトでの開示が選択された場合、様式N-PXは、証券取引委員会に報告を提出した後できるだけ速やかに投函されなければならないこと。また、それがウェブサイトで入手可能な旨をファンドが開示している限り、ウェブサイトで入手可能な状態にしておかなければならぬこと。

投資主向け年次および半期報告書

経営陣は以下のことを確保する責任を担っています。

- ファンドの投資主向け報告書には、当方針および手続きが(i) 特定の無料通話（またはコレクトコール）を通じて無料で入手可能である、(ii) 該当する場合には、ファンドのウェブサイトで入手可能である、(iii) 証券取引委員会のウェブサイトで入手可能である旨が掲載されていること。議決権行使記録を入手したいとの要請を受け取った場合、ファンドは要請に応じて3営業日以内に第1種郵便で送付しなければならないこと。
- 報告書には、6月30日を末日とする直近の12カ月間にファンドが行った議決権行使の方法に関する情報が、(i) 特定の無料通話（またはコレクトコール）を通じて無料で入手可能である、(ii) 証券取引委員会のウェブサイトで入手可能であるとの記載が盛り込まれていること。

議決権行使記録を入手したいとの要請を受け取った場合、ファンドは要請に応じて3営業日以内に第1種郵便で送付しなければならないこと。ウェブサイトでの開示が選択された場合、様式N-PXは、証券取引委員会に報告を提出した後できるだけ速やかに投函されなければならないこと。また、それがウェブサイトで入手可能な旨をファンドが開示している限り、ウェブサイトで入手可能な状態にしておかなければならぬこと。

様式 N-PX

経営陣は以下を確保する責任を担っています。

- 当方針および手続きが様式N-CSRに掲載されていること。これらの書類を説明する代わりに、単に当方針および手続きのコピーを届出書に含めることができます。証券取引委員会としては、様式N-CSR届出書の別紙として添付するよりも、添付様式N-CSRに直接含める方が好ましいと考えています。
- N-CSRの開示には、ファンドの投資主と、ファンドの投資顧問会社または主要引受会社との間で潜在的な利益相反が引き起こされる際に用いる手続きが含まれること。
- ファンドが利用する証券貸借契約は、貸出に伴い議決権行使または同意権が借り手に移る際に、貸出を行うファンドの投資に重大な影響を及ぼす事項が含まれている場合には、権利行使のために貸し出された証券の返却を求める権利を有する旨を規定すること。
- 各ファンドは6月30日に終了した12カ月間における完全な議決権行使記録を毎年8月31日までに届け出ること。
- ファンドの議決権行使またはファンドの様式N-PXの作成/レビュー/届出に関連して引き起こされる重大な問題は、ファンドの最高コンプライアンス責任者（「ファンドのCCO」）に報告すること。

開示の監督

- ファンドのCCOは、これらの手続きに列挙されている開示要件が確実に実行され順守される責任を担うものとする。ファンドのCCOはファンドの取締役会に対して、ファンドが関連する証券法を順守するために必要または適切とみなされる方針および手続きの変更を提言するものとする。

付録3

責任当事者

UBS-AMの最高コンプライアンス責任者（「投資顧問会社のCCO」）または指名された者は、当方針を監視し施行する責任を担っています。

文書作成

当方針の監視・検査は以下の方法で文書化されます。

- ファンドのCCO および投資顧問会社のCCO は、当方針および関連手続きの有効性を毎年レビューする
- ファンドのCCO および投資顧問会社のCCO による、当方針および関連手続きの有効性に関する年次報告書
- ファンドのCCO および投資顧問会社のCCO による委任状サービス業者の定期的なレビュー
- 米州の地域委員会による議決権行使に関する定期的なレビュー

コンプライアンス関連の日程

- 各登録投資会社の顧客に関する様式N-PXを8月31日までに提出する
- ファンドのCCO および投資顧問会社のCCO によるこれらの手続きの有効性に関する年に1回のレビュー

当社の議決権行使記録の詳細については、当社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

当社の方針および活動に関する詳細な情報については、当社のスチュワードシップ・チームまでご連絡ください。

dl-si-research-stewardship@ubs.com

- 様式N-CSR、株主向け年次・半期報告書、および必要に応じたファンドの登録書類の年次アップデート

その他の方針

当方針が影響を及ぼす可能性のあるその他の方針には以下が含まれます。

- 記録管理方針
- 関連会社取引方針
- 倫理綱領

当方針が対応するリスク

当方針は以下のリスクに対応するように策定されています。

- 投資顧問会社および登録投資会社が要請される開示を行わないこと
- 潜在的な利益相反を特定・対応しないこと
- 第三者サービス・プロバイダーを適切に監督しないこと
- 顧客とファンドの最善の利益にかなうように議決権行使を行わないこと

スコープ

UBSアセット・マネジメントは伝統的な投資、オルタナティブ投資、不動産投資、インフラ投資、プライベートエクイティ投資などの投資ソリューションを世界中の個人顧客、金融仲介機関、機関投資家に提供する大手資産運用会社です。多数の投資地域を抱え、各地域内で広範な戦略を採用する中で、環境・社会・ガバナンス(ESG)の課題に対するアプローチは当然のことながら、社内で異なり、現地の市場慣行や顧客ニーズに応じて国・地域によってある程度異なります。本文書は、当社の大半の伝統的な株式投資のために用いるアプローチに焦点を当てています。本文書に記載されている当社の一般的なアプローチは常に、顧客固有の指示または制限に依存し、資産またはファンドの本籍地において適用可能な現地の法律または基準に従っています。

投資一任契約に関する留意事項

当社が投資一任契約に係る業務を行う際には、お客様にはご契約の資産額に対し年率 0.85%（税抜）を上限とする投資顧問料をご負担いただきます。その他、組入資産の売買手数料、保管費用等（以下「手数料等」といいます。）を、運用資産を通じて間接的にご負担いただく場合があります。また投資一任契約に基づき投資信託または外国籍リミテッド・パートナーシップ等（以下、これらを総称して「投資信託等」といいます。）に投資する場合は、投資信託等に掛かる運用報酬・管理報酬等（監査費用を含みます。以下「諸費用等」といいます。）を別途ご負担いただきます。これらの手数料等および諸費用等は契約内容、契約資産の額、運用状況等により異なるため、具体的な金額を表示することはできません。また、お客様に直接および間接的にご負担頂く投資顧問料、手数料等および諸費用等の合計額についても、契約資産の額、運用状況等により異なるため、具体的に表示することができません。

有価証券等への投資に係わる主なリスクについて

投資一任契約に基づく有価証券の投資には、株式投資のリスク（価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク）、債券投資のリスク（価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク）、為替リスク、カントリー・リスク、デリバティブ取引のリスク、オルタナティブ投資に係わるリスク、インフラストラクチャー／PE 投資、不動産関連投資に係わるリスク等があります。従って、投資元本が保証されているものではなく、当該有価証券等の値動きにより損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

※リスクや手数料・報酬等の詳細については、契約締結前交付書面にてご確認ください。

商号： UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第412号

加入協会： 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の金融商品取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、信頼できる情報をもとに **UBS** アセット・マネジメント株式会社によって作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。投資一任契約のお申込みに当たっては、契約締結前交付書面をお渡ししますので、必ず内容をよくお読み下さい。

© UBS 2020. キーションボル及び **UBS** の各標章は、**UBS** の登録又は未登録商標です。**UBS** は全ての権利を留保します。